

平成 22 年 3 月 5 日

金融庁総務企画局企業開示課
開示業務参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「株券等の公開買付けに関する Q&A」の追加（案）
に対する意見の提出について

平成 22 年 2 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	(問32) 「融資証明書等の有効期限」	<p>融資証明書の有効期限については、一律の有効期限とするのではなく、公開買付者と同意し、当初設定される公開買付期間および公開買付けの終了から決済までの期間をカバーする期間を原則としていただきたい。</p> <p>また、例えば、以下の①～④を組み合わせたケースも最低限許容されることを確認したい。</p> <p>①当初の有効期限は「当初予定された公開買付期間および公開買付けの終了から決済までの期間をカバーする期間」とする。なお、決算(発表/修正)等、あらかじめ法的な延長が必要となることが分かっている場合は、その延長期間をあらかじめ織り込む必要がある。</p> <p>②ただし、延長が法的に要求される場合であって、当該延長事由が届出書記載上の単純な誤記の修正等軽微なものにとどまるときは、公開買付期間の法的延長に伴って自動的に有効期限が延長される条項を織り込む。</p> <p>③買付者が任意に延長する場合の自動延長は原則許容しないが、延長が必要な理由を聴取し、②と同様、軽微な事情にとどまることが確認できる場合のみに限っては、延長の承諾を不合理に拒否しない。</p> <p>④②および③の場合の延長期限は、当初公開買付開始日から起算して「60営業日及び公開買付けの終了から決済までの期間をカバーする期間」を最大とする。</p> <p>なお、本件において提案されている有効期限は、既に内部規定を超過する等異例に長期となっており、銀行のリスク管理上、これ以上の延長を極力防止する観点から、以下の①および②を前提条件に追加することが妨げられるものではないことを確認したい。</p> <p>①行内決裁後、公開買付開始時期までの期間を必要最小限とし、かつ開始時期の延期を防止する仕組みを織り込むこと。</p> <p>②公開買付けの延長(決算(発表/修正)対応等あらかじめ法的延長が必要となることが分かっているもの、届出書記載上の単純な誤記を修正するための法的延長を除く)を貸付人の承諾とすること。</p> <p>加えて、本件については銀行の内部規定の改定・周知を必要とするため、十分な準備期間をいただきたい。</p>	<p>①公開買付期間・融資証明書期限は公表されており、周知の情報であるため。</p> <p>②通常の融資証明は最長でも発行日から3か月以内に期日を設定しており、TOB開始後60営業日および決済までの期間は、融資を確約できる期間としては、従来の実務慣行等との比較において相当程度長期かつ異例であるため。</p> <p>③公開買付者の任意による期間延長も含んだ形での最長期間での有効期限の設定は、上記②の通り、金融機関の追加リスク負担において、公開買付者に追加の裁量を与えるもの。金融機関サイドのリスク負担が増大しないよう、保護されるべきと考えるため。</p> <p>④預金証明(提出時点での預金残高証明に過ぎない)との均衡対比過大な規制と考えられるため。</p> <p>⑤買付者が期間を最長期間よりも短く設定した場合は、延長は買付者の任意である。こうした中、融資証明書の期間を一律に公開買付けの最長期間に固定することは均衡を欠き、また、実務に合わないと考えられるため。</p> <p>⑥買付者が任意で行う公開買付期間の延長は、異例事態が発生していると思われるべきであり、銀行として無限定に延長を許容する建付けは許容困難であるため。</p> <p>⑦法的延長についても、同様に、軽微な理由あるいはあらかじめ延長が見込まれる場合以外は、銀行として無限定に延長を許容する建付けは許容困難であるため。</p> <p>⑧銀行の内部規定上稟議の有効期限は3か月が通常。3か月を超過する場合は改めて直近の業況を(試算表・決算資料等の再受領を含め)確認して改めて審査することの必要性があることがその重要な背景と理解している。本件で提案されている期間は、計算上当該期間を超過することになるから、銀行として規定の改定・行内宛周知が必要であり、また、リスク管理上、異例事態であるので、当該超過期間を最短に限定する手当てを講じるべきと考えるため。</p>

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
2	(問32) 「なお書き」	<p>公開買付けに關与する關係者間の守秘義務と一般株主への開示との整理が難しい。</p> <p>条件の開示については、個人情報保護の観点(特定の個人株主からの応募を前提とする場合等)、および営業秘密保護の観点(対象企業のビジネスノウハウ等)等、第三者からの同意がないと開示ができないものがあり、実務に支障をきたすと考える。</p> <p>よって、開示することにより、第三者が開示情報を悪用する等弊害が大きい事項については、開示レベルを制限するないし一定程度にとどめた抽象的な文言とすべきである。</p> <p>具体的な開示メカニズムについては、実務の積みあげを待ちつつ継続検討するものとし、</p> <p>①「個別の前提条件毎に、開示による弊害(営業秘密保護、銀行としてのビジネスノウハウ保護、開示情報を悪用した犯罪の惹起防止、借入人の不必要な信用不安惹起の防止、第三者による悪用防止、一般経済活動に対する著しい支障の惹起防止等)と投資者保護との利益衡量、開示可能性(守秘義務遵守、個人情報保護等)の実務的検討を行ったうえで開示可否を検討するないし開示レベルを調整する」ことに加え、</p> <p>②「何らかの要約を施した前提条件とする」こと、</p> <p>③「表明保証事項、誓約事項不遵守の存在、期限の利益喪失事由不存在等他の箇所を引用する前提条件については、当該引用先までの言及は不要とする」こと、</p> <p>④「『銀行取引約定書その他通常の融資取引に特有の前提条件』、『M&Aファイナンスを行ううえで一般的な前提条件』等、公開された書物等の情報を通じて投資者に一定程度の前提条件未充足リスクを予期させるに足る開示とする」こと、</p> <p>⑤「確実に充足が見込まれる条件、貸付人・借入人間で書面等によらず合意されている資料の提出等の条件については必ずしも開示を必須としないこと、も排除しない柔軟な運用としていただきたい(その旨、財務局宛への周知連絡方もお願いしたい)。</p>	<p>現状の運用における前提条件は表明保証事項、誓約(遵守)事項不遵守の不存在、期限の利益喪失事由不存在等多岐にわたり、その前提条件を表明保証・遵守事項・期限の利益喪失事由にまで遡って開示することは、投資家以外の第三者に対象会社の業務の弱み・強み、買収ストラクチャーに関するノウハウ(法務・会計・税務等)、などを必要以上に開示することにつながり、競合他社・取引先を含む第三者に悪用される可能性がある。また、銀行の審査基準の事実上の開示につながることから、取引先に必要以上の信用情報を開示することが取引先をミスリーディングする可能性がある。さらに、買付者側の懸念点として、公開買付けに反対する第三者・競合相手等が、開示された前提条件を充足させないよう、様々な妨害行為を行うリスクがないとは言えず、加えて、銀行としても、競合する金融機関等に銀行のノウハウが流出するリスク、借入希望者が悪用することで、本来あるべき融資条件での融資がなされないリスク、本来融資すべきでない相手に融資をしてしまうリスク、等の様々なリスクが生じることから、そのまま前提条件の詳細を開示することには様々な弊害がある。</p> <p>他方、上記弊害を危惧して前提条件を大幅に削減することになった場合には、現状の運用の大幅な変更が伴うため、与信判断に重大な影響を及ぼすことになり、結果として融資が難しくなり、金融円滑化を妨げるのみならず、公開買付けの資金面においても制約が課されることになるため。</p> <p>そのほか、一例として、タムシートないし貸付契約等において、買収対象会社に関する実行条件を付した場合、買付者ないし貸付人と買収対象会社との守秘義務の観点から、当該条件を一般株主に対して開示することが困難となるケースが想定されるため。</p> <p>また、買付者ないし対象者が実行条件の開示を望まない場合、貸付人は当該実行条件の開示を強制することはできず、買付者が買収対象会社に関する実行条件の付与を一切拒否した場合は、融資不実行を原因として公開買付成立に支障を来す可能性があると考えられるため。</p>